（登録安全担当者講習事務規程）

第八十二条　登録タンカー安全担当者講習実施機関は、登録タンカー安全担当者講習事務の開始前に、次に掲げる事項を記載した登録タンカー安全担当者講習事務の実施に関する規程を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一　登録タンカー安全担当者講習の受講の申請に関する事項

二　登録タンカー安全担当者講習の受講料の額及び収納の方法に関する事項

三　登録タンカー安全担当者講習の日程、公示方法その他登録講習の実施の方法に関する事項

四　登録タンカー安全担当者講習の修了証明書の交付及び再交付に関する事項

五　（略）

六　登録タンカー安全担当者講習事務に関する公正の確保に関する事項

七　（略）

八　その他登録タンカー安全担当者講習事務に関し必要な事項

（登録安全担当者講習事務の休廃止）

第八十三条　登録タンカー安全担当者講習実施機関は、登録タンカー安全担当者講習事務を休止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　登録タンカー安全担当者講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　登録タンカー安全担当者講習事務を休止又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地

三　登録タンカー安全担当者講習事務を休止又は廃止しようとする日

四　登録タンカー安全担当者講習事務を休止しようとする期間

五　登録タンカー安全担当者講習事務を休止又は廃止しようとする理由

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第八十四条　登録タンカー安全担当者講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2　登録タンカー安全担当者講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録タンカー安全担当者講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録タンカー安全担当者講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一～四　（略）

（電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法）

第八十五条　前条第二項第四号に規定する電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録タンカー安全担当者講習実施機関が定めるものとする。

一・二　（略）

2　（略）

（登録安全担当者講習事務規程）

第八十二条　登録安全担当者講習実施機関は、登録安全担当者講習事務の開始前に、次に掲げる事項を記載した登録安全担当者講習事務の実施に関する規程を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一　登録安全担当者講習の受講の申請に関する事項

二　登録安全担当者講習の受講料の額及び収納の方法に関する事項

三　登録安全担当者講習の日程、公示方法その他登録講習の実施の方法に関する事項

四　登録安全担当者講習の修了証明書の交付及び再交付に関する事項

五　（略）

六　登録安全担当者講習事務に関する公正の確保に関する事項

七　（略）

八　その他登録安全担当者講習事務に関し必要な事項

（登録安全担当者講習事務の休廃止）

第八十三条　登録安全担当者講習実施機関は、登録安全担当者講習事務を休止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　登録安全担当者講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　登録安全担当者講習事務を休止又は廃止しようとする事務所の名称及び所在地

三　登録安全担当者講習事務を休止又は廃止しようとする日

四　登録安全担当者講習事務を休止しようとする期間

五　登録安全担当者講習事務を休止又は廃止しようとする理由

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第八十四条　登録安全担当者講習実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2　登録安全担当者講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録安全担当者講習実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録安全担当者講習実施機関の定めた費用を支払わなければならない。

一～四　（略）

（電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法）

第八十五条　前条第二項第四号に規定する電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録安全担当者講習実施機関が定めるものとする。

一・二　（略）

2　（略）